

平成 28 年度第 1 回 豊中市総合計画審議会

【日時】平成 28 年（2016 年）9 月 20 日（火）10 時 00 分～

【場所】豊中市役所第二庁舎 3 階大会議室

次 第

1. 会長の選出について

2. 第 4 次総合計画基本構想（素案）の諮問について

3. 総合計画の策定スケジュールについて

4. 専門部会の設置について

5. 第 4 次総合計画基本構想（素案）について（審議）

6. その他

<今後の日程>

○10 月 4 日（火）18 時～（豊中市役所）基本構想（素案）の審議

○11 月 22 日（火）18 時～（豊中市役所）答申案の審議

○平成 29 年 1 月予定 基本構想（素案）の答申、基本計画（素案）の諮問

<資料>

【資料 1】豊中市総合計画審議会に係る規則等について

【資料 2】豊中市総合計画審議会 委員名簿

【資料 3】第 4 次豊中市総合計画策定スケジュール（案）

【資料 4】総合計画審議会 専門部会の設置について

【資料 5】第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）

【参考 1】第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）についての諮問書の写し

【参考 2】市民フォーラムにおける「まちの将来像（案）」への意見について

【参考 3】総合計画等調査特別委員会における「第 4 次豊中市総合計画基本構想（素案）」への意見について

豊中市総合計画審議会に係る規則等について

1. 豊中市総合計画審議会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画に関する重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第5条 委員は、当該諮問にかかる調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱又は解任することができる。

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長は、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことがで

きる。

第10条 審議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 豊中市総合計画審議会規則（昭和43年豊中市規則第30号）は、廃止する。

3 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行うものとする。

附 則（昭和63年5月10日規則第18号抄）～附 則（平成27年3月25日規則第20号抄） 省略

附 則（平成28年4月18日規則第73号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかなる場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

豊中市総合計画審議会 委員名簿

2016.6.1現在

| | 区分 | 所属等 | 名前 |
|---|-------|------------------------|-------|
| 1 | 学識経験者 | 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授 | 赤井 伸郎 |
| 2 | | 関西大学文学部教育文化専修 教授 | 赤尾 勝己 |
| 3 | | 関西学院大学 名誉教授 | 加藤 晃規 |
| 4 | | 豊中商工会議所 会頭 | 國貞 眞司 |
| 5 | | 大阪大学大学院人間科学研究科 教授 | 斉藤 弥生 |
| 6 | | 関西学院大学総合政策学部 准教授 | 宗前 清貞 |
| 7 | 市民 | | 大澤 嘉樹 |
| 8 | | | 廣瀬 淳 |
| 9 | | | 廣瀬 史朗 |

(区分順・50音順・敬称略)

総合計画審議会 専門部会の設置について

1. 根拠

<豊中市総合計画審議会規則（抜粋）>

第8条 会長は、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2. 目的

第4次豊中市総合計画前期基本計画を検討するにあたり、専門の事項について、迅速に調査審議する必要があるため設置する。

3. 専門部会（案）

| | 第1専門部会 | 第2専門部会 |
|------|--|--|
| 検討項目 | 基本計画（素案） ○第1章「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」 ○第2章「安全に安心して暮らせるまちづくり」 ○第4章「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」 | 基本計画（素案） ○第3章「活力ある快適なまちづくり」 ○施策推進に向けた取組み |

※審議会規則第8条第3項に基づき、会長は部会長となるため、両部会に所属する。

4. スケジュール

| 予定日 | 内容 |
|---------|--|
| 平成29年1月 | 【総合計画審議会】 基本計画（素案）の諮問 ・全体の構成、リーディングプロジェクトなどの審議 |
| 2月 | 【専門部会】 ・各章、施策推進の取組みの具体的内容の審議 ・各章に関係のある市民活動団体との意見交換を予定 |

第4次豊中市総合計画基本構想 (素案)

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 策定にあたって | 2 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2. 計画の構成と期間 | 2 |
| 1) 構成 | 3 |
| 2) 計画期間 | 3 |
| 3. 分野別計画との関係 | 4 |
| 第2章 豊中市のあゆみと社会環境の変化 | 5 |
| 1. 豊中市のあゆみ | 5 |
| 1) 市制施行と市街化の進行 | 5 |
| 2) 総合計画と都市宣言 | 5 |
| 3) 豊中市の特性 | 7 |
| 2. 社会環境の変化 | 8 |
| 3. 市民・事業者が思うまちの姿 | 16 |
| 第3章 豊中市の課題 | 18 |
| 第4章 まちの将来像 | 22 |
| 第5章 施策大綱 | 24 |
| 1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方 | 25 |
| 2. 施策体系 | 26 |
| 3. 施策推進に向けた取組み | 28 |

第1章 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年度（2007年度）施行）に基づき、市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すものです。本市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきました。

平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32年度（2020年度）」のもと、市民、事業者、行政が協働・連携しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組んできました。

この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にあります。しかし、少子高齢化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活力向上などの課題も顕在化してきています。さらに、周辺地域では、鉄道や高速道路等の整備などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めていくために、第3次豊中市総合計画の目標年度を前倒して「第4次豊中市総合計画」を策定するものです。

●豊中市自治基本条例第14条第1項

市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

1) 構成

基本構想

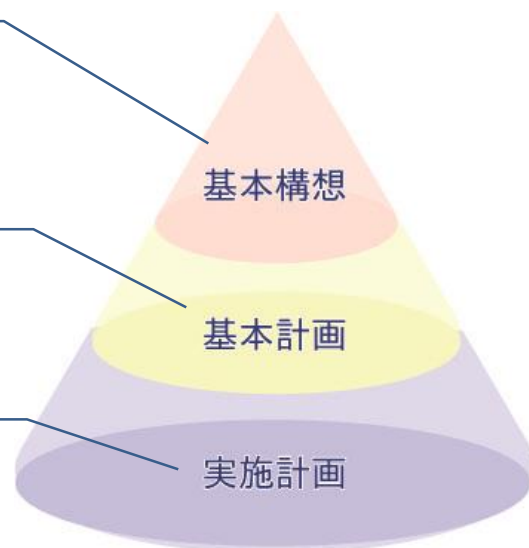
これまでのあゆみや現況課題を整理し、「まちの将来像」と将来像を実現するための「施策の大綱」を示すものです。

基本計画

まちの将来像の実現に向けて、重点的に進める施策や体系別の施策を明らかにするものです。

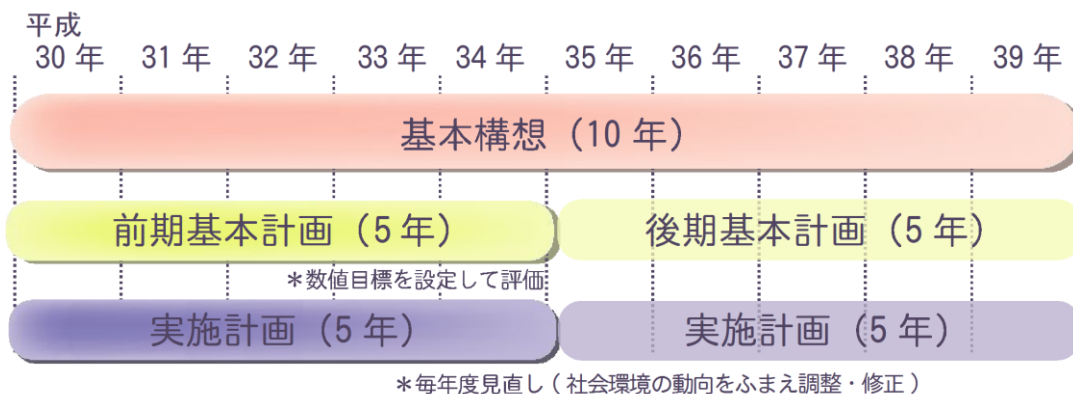
実施計画

基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を明らかにするものです。



2) 計画期間

- 基本構想 : 10年※（平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度））
※時代の変化に柔軟に対応できるように計画期間を10年間としています。
- 基本計画 : 前期5年（平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））
後期5年（平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度））
- 実施計画 : 前期5年（平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））
後期5年（平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度））
※毎年度更新します。



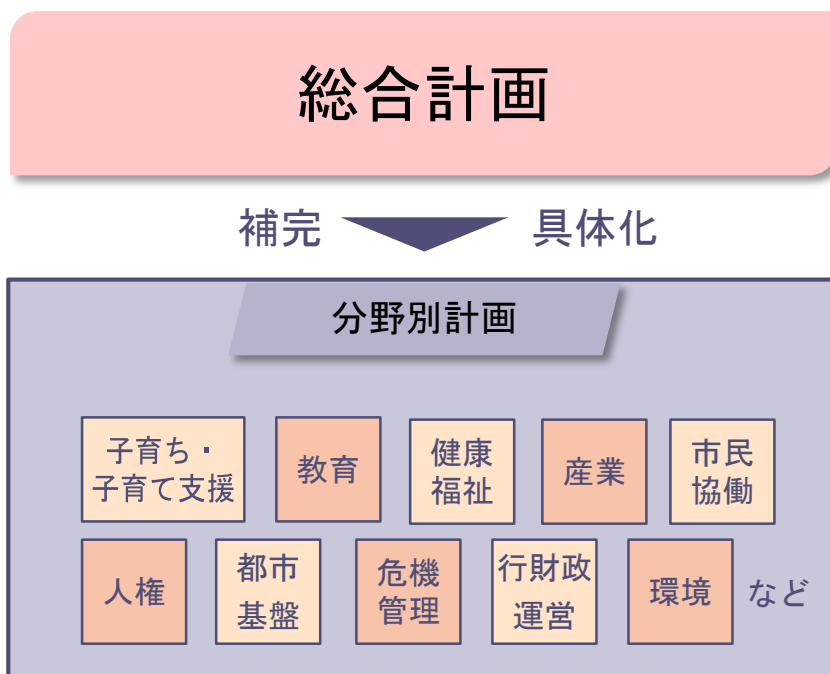
3. 分野別計画との関係

行政の各分野では、社会環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応していくための分野別計画を策定しています。

この分野別計画は、法令上の位置づけや計画の対象地域、期間、性格も異なりますが、それぞれの行政分野がめざすべき方向性や事業の体系を示し、総合計画に適合した内容とすることによって、総合計画を補完し具体化していく計画として位置づけます。

●豊中市自治基本条例第14条第2項

市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。



第2章 豊中市のあゆみと 社会環境の変化

1. 豊中市のあゆみ

1) 市制施行と市街化の進行

明治43年（1910年）に開設された箕面有馬電気軌道（現阪急宝塚線）沿線に、電鉄資本等による郊外住宅地の開発がすすめられたことなどにより、本市は、大阪都市圏内の近郊都市の中でも早くから住宅市街地の形成が進み、戦前には優良な郊外住宅地となりました。

昭和11年（1936年）10月、豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、豊中市となりました。その後、2度の合併を経て、昭和30年（1955年）に豊能郡庄内町を編入し、現市域となりました。大阪市に近い地の利と起伏に富んだ丘陵地帯は、早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれ、人口は急激に増えました。

人口急増に合わせて、住宅の建設や学校・道路・上下水道等の都市施設の整備が行われました。さらに、現市域となつてからは、「千里ニュータウン」の開発、千里丘陵での「日本万国博覧会」の開催による北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路、阪神高速道路、新御堂筋、府道大阪中央環状線等の開通にともない急速に市街化が進行しました。

2) 総合計画と都市宣言

(1) 総合計画

■豊中市総合計画（昭和44年（1969年））

当時、本市は、大阪市の外縁都市として飛躍的な発展を遂げていましたが、都市行政の複雑多様化と都市のスプロール化^{*}に対処するため、長期的な視野に立った総合計画の策定が必要となっていました。そこで、「豊能3市総合計画」（昭和43年（1968年）9月策定）を基本構想とした市独自のまちづくり計画となる「豊中市総合計画」を昭和44年（1969年）に策定しました。本計画は、社会経済の発展に伴い、均衡のとれた都市としての発展を保ちつつ、豊能地方での本市の都市的役割を明らかにして、地域社会の住民の福祉向上と住みよい地域社会の建設、積極的な生活環境の整備、次代の担い手である青少年の教育と健全な育成、文化の振興、健康の増進など、市民生活の向上を目的としたものでありました。

■豊中市総合計画（昭和54年（1979年））

日本経済が安定成長期に移行し、市の人口の増加や市街地の拡大が沈静化するなど、まちづくりの諸条件が大きく変化したことから、時代背景をとらえた新たな都市発展の方向性を示す計画として、新たに「豊中市総合計画」を昭和54年（1979年）に策定しました。

この計画は、本市が充実期にさしかかった段階における計画ともいうべきもので、「みんなでとりくむ緑の郷土づくり」をスローガンとし、豊中市民のふるさととなるまちをつくっていくことを目標に、急速な市街化に伴う諸問題の解決と、都市基盤の充実、緑化の推進、社会福祉や教育の充実等を中心とした施策を展開しました。

■新豊中市総合計画（昭和 61 年（1986 年））

急速な高齢化の進行や女性の社会参加の促進などをはじめ、都市構造や土地利用の変化、市民のまちづくりへの関心の高まり、市民ニーズの多様化など、さまざまな面で変化がみられるようになりました。こうした変化に対応するため、「緑豊かな生活文化創造都市、豊中—うるおいのある快適な都市づくりを目指して—」を将来像に掲げた「新豊中市総合計画」を昭和 61 年（1986 年）に策定しました。都市機能の整備水準を一層高めていくとともに、市民の心の豊かさを満たすことを目的に、「平和で平等な社会づくり」をはじめとする 7 つの施策を展開しました。

その間、社会経済環境は、バブル経済の崩壊や阪神・淡路大震災の発生などにより大きく変化し、ゆとりやうるおい、心の豊かさに対する人々の志向、新たなコミュニティ意識やまちづくりへの参加意識などが高まってきました。また、地方分権の流れのなかで地域の果たす役割も変化してきました。

■第 3 次豊中市総合計画（平成 13 年（2001 年））

少子高齢化の進行や環境問題への新たな展開、情報化・国際化・グローバル化[※]の進展など、本市を取り巻く社会環境が多様化するなか、新豊中市総合計画が目標年次を迎えるにあたり、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念とした「第 3 次豊中市総合計画」を平成 13 年度（2001 年度）に策定しました。一人ひとりの人権を尊重するという考え方を根幹とし、市民・事業者・行政がよりよいパートナーシップ[※]を形成した協働でのまちづくりの推進を基本姿勢として、「人と文化を育む創造性あふれるまち」「安心してすこやかな生活のできるまち」「活力あふれる個性的・自律的なまち」「環境と調和し共生するまち」を将来像に掲げ、各施策を推進してきました。

この間、本市は、平成 13 年（2001 年）に特例市に移行し、平成 24 年（2012 年）には、市民サービスのさらなる向上や地域の保健衛生の推進など、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うために、中核市に移行しました。

（2）都市宣言

■安全都市宣言（昭和 36 年（1961 年）10 月 15 日）

産業経済の高度な成長に伴い生活文化の向上は飛躍的である。わが豊中市は市制施行以来 25 周年、大都市大阪に隣接する住宅、文化教育都市としての特異性もいよいよ顕著となり、市勢も驚異的な発展を遂げつつある。反面、これに伴う産業災害、交通事故、火災等の発生は真に寒心にたえないところである。われわれの日常生活におけるこのような災害防止の措置は、それぞれの分野において積極的に講ぜられているところであるが、なおあらゆる災害をより効果的に、より強力に防止するため、豊中市各層打って一丸とする全市民運動を強力に展開し安全意識の高揚を図り「国民安全の日」制定の主旨に則り、産業、労働、交通、消防、教育、文化、福祉、保健、衛生、婦人団体各組織の有機的連携をはかり、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、より健康で明るい住みよい文化都市建設を目指して、ここに豊中市を「安全都市」とする。

■平和都市宣言（昭和 40 年（1965 年）2 月 5 日）

わが豊中市は世界の恒久平和と永遠の繁栄を保障する世界連邦建設の趣旨に賛同し、ここに平和都市たることを宣言する。

■非核平和都市宣言（昭和 58 年（1983 年）10 月 15 日）

真の恒久平和と安全の願いは人類共通のものである。

しかしながら、核軍備競争は依然として続き、今や人類は自らを破滅させる危機に直面している。

わが国は世界で唯一の被爆国として平和を望む全世界の人々とともに人類の安全と生存のため核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければならない。

豊中市は日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、非核三原則の厳守を求め、核兵器廃絶を訴え、平和と安全のために貢献する決意と共に、市内での核兵器の生産、貯蔵、配備はもちろん、その通過を許さないことを表明し、ここに非核平和都市となることを宣言する。

■人権擁護都市宣言（昭和 59 年（1984 年）3 月 28 日）

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

■青少年健全育成都市宣言（昭和 60 年（1985 年）10 月 9 日）

青少年がすこやかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して、「青少年健全育成都市」を宣言します。

■自治体環境宣言（平成 5 年（1993 年）10 月 4 日）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住む物に調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証しとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざす。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言する。

3) 豊中市の特性

これまでのあゆみの中で培われてきた本市の特性は次のとおりです。

- 教育・文化に対する市民の高い関心
- 良好な住環境
- 優れた交通利便性
- 活発・多様な市民活動

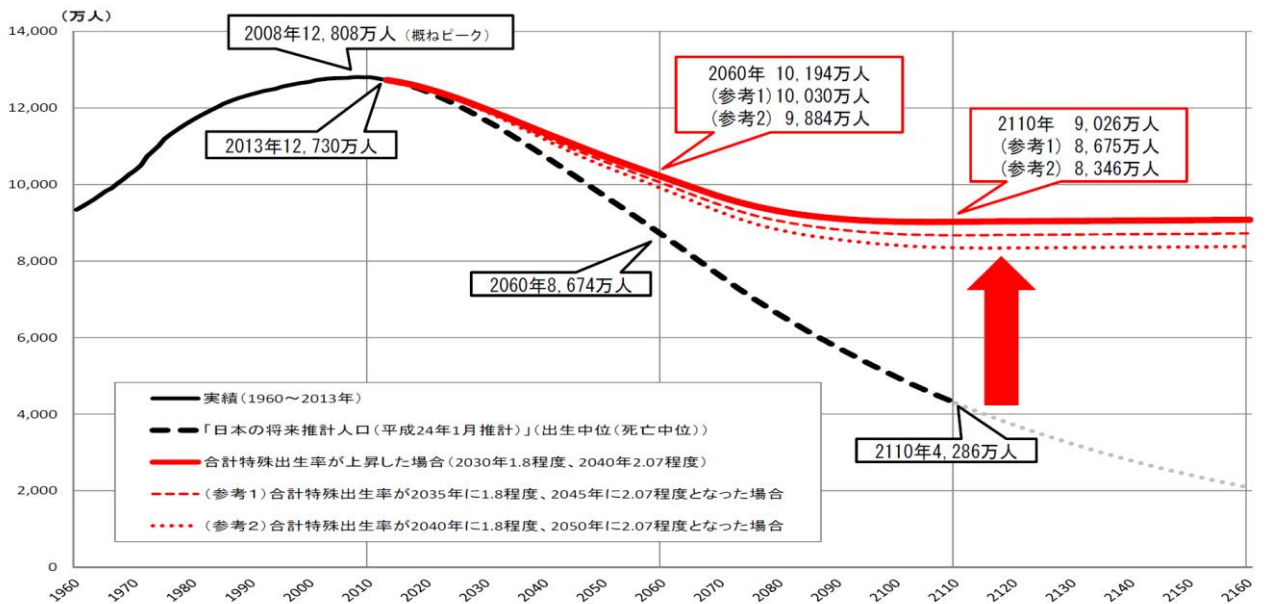
2. 社会環境の変化

①人口減少・少子高齢化の進行

人口減少時代を迎え、国は、平成26年（2014年）に「人口減少の歯止め」「東京圏への人口の過度な集中の是正」を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法に基づく長期ビジョンでは、現状のまま推移すると、日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに2048年には1億人を割って9,913万人になると予想しています。そのため、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することをめざすべき方向性とし、さまざまな対策を講じることで、2060年に1億人程度の人口を確保することを目標としています。

また、2035年には、65歳以上の高齢者が、現在の4人に1人から3人に1人になると予想されており、少子高齢化に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現による出生率の向上や、国民一人ひとり誰もが、家庭で、職場で、地域で、活躍する場所があり、将来の夢や希望に向けて取り組む社会の実現をめざすこととしています。

■日本の総人口



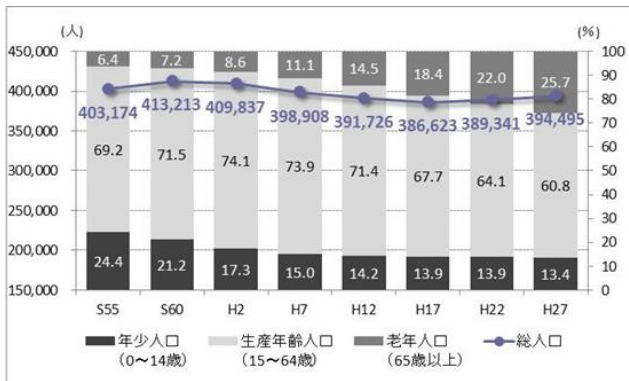
(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

出典：国の長期ビジョン

豊中市の現況

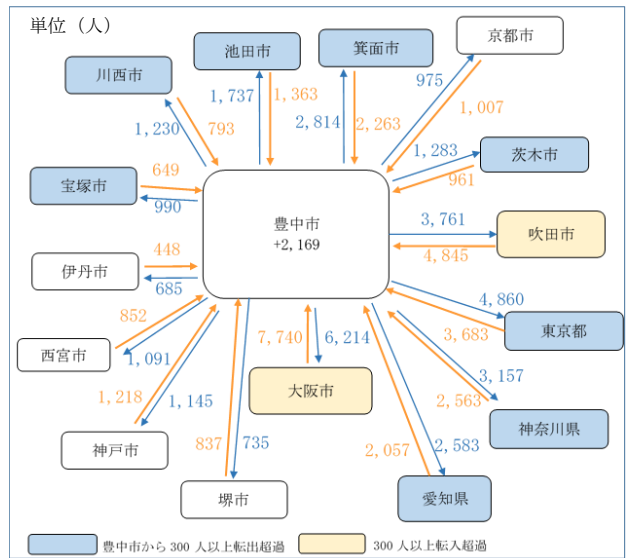
- 人口は、昭和 62 年（1987 年）をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年（2005 年）を起点に増加傾向へと転じており、平成 27 年（2015 年）で 394,495 人となっています。
- 老年人口（65 歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少しており、少子高齢化が進行しています。
- 歳出では、高齢化や子ども・子育て支援の充実等に伴い、扶助費*等の社会保障関係経費が増大しています。
- 人口減少・少子高齢化の影響に関して、
 - ・転入・転出の状況は、全体的では転入超過ですが、東京都、神奈川県など関東圏への転出超過が顕著となっています。
 - ・住宅数は、世帯数の増加を超えて年々増加しており、これに伴い空き家も増加しています。

■人口の推移



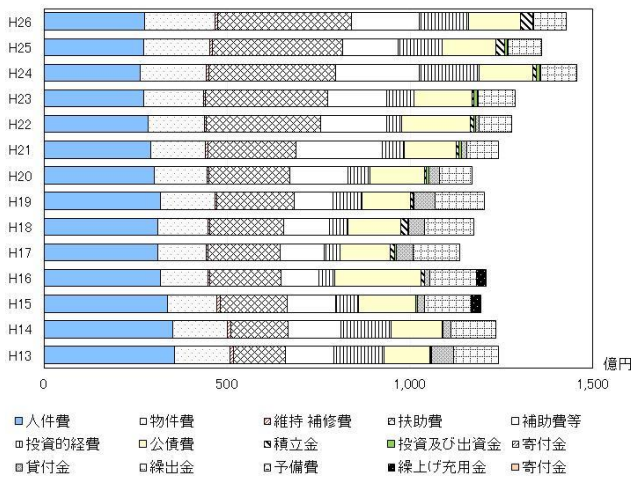
出典：各年国勢調査（H27 は抽出速報値による）

■転入・転出の状況（平成 17 年～22 年）

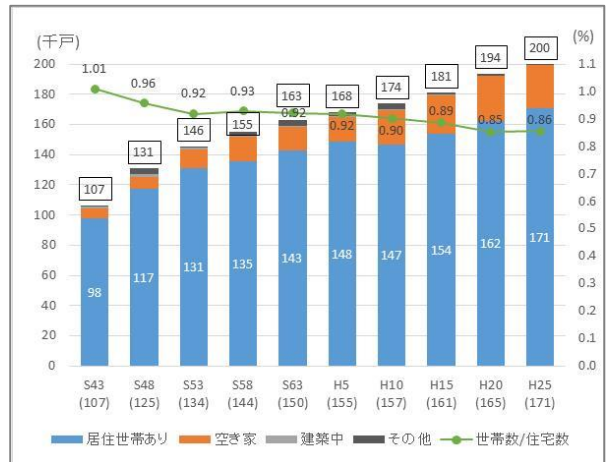


出典：平成 22 年国勢調査

■一般会計・歳出決算内訳の推移（経年変化）



■住宅数の推移



②社会経済構造の変化

関西圏の経済は、高齢者人口の増加を背景とした健康・福祉関連サービス業や、ICT*技術の進展に伴うクリエイティブ産業、先端ものづくり産業などの成長がみられ、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、中国やその他アジア地域の新興国の景気減速など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

また、グローバル化*の進展等を背景に、大企業と中小企業・小規模事業者間の相互依存関係が希薄化してきており、中小企業・小規模事業者においては、環境変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになってきています。さらに、世界主要国の財政危機などの世界情勢の変化や、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）*の大筋合意（平成27年（2015年））による新たな経済的枠組み創出に向けた動きなどが、本市の産業等に経済的影響を及ぼすと考えられます。

雇用情勢においては、安定した雇用環境の確保や若年層の定職化とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進などが課題となっています。

豊中市の現況

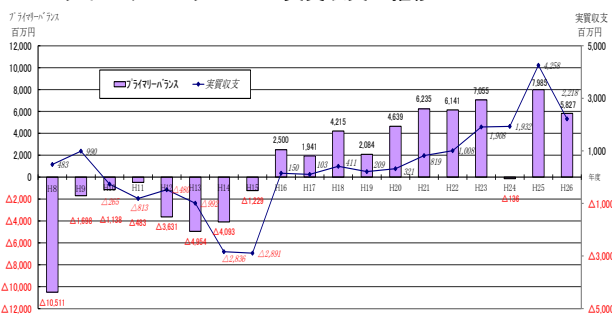
○行財政改革については、平成10年度（1998年度）に「行財政改革大綱」を策定し、本格的に取り組むを始めました。平成11年（1999年）には財政非常事態を宣言せざるを得ない状況に至りましたが、継続した行財政改革の取り組みを進めてきた結果、平成25年（2013年）3月に非常事態を脱するなど、着実に成果をあげてきました。

○北大阪急行電鉄の箕面市方面への延伸、新名神高速道路の建設、大阪モノレールの東大阪市方面への延伸、大阪国際空港の活性化、国立循環器病研究センターの移転建替など、本市および周辺都市における交通インフラの整備や大規模開発等が進んでいます。

○事業所数・従業員数ともに減少傾向ですが、教育・学校支援、医療・福祉分野においては増加しています。

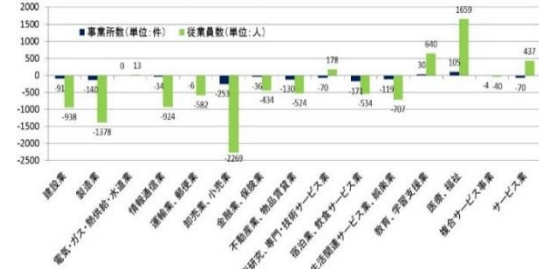
○就業率全体は減少傾向にある一方、女性就業率は増加傾向にあります。

■プライマリーバランス*・実質収支の推移



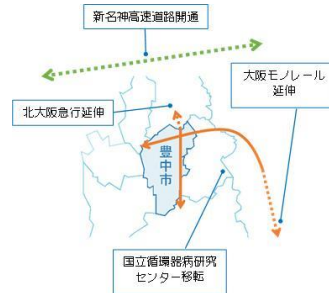
* 各年度とも決算ベースの数値
プライマリーバランスは一般会計、元金ベース（NIT債を除く）

■事業所数・従業員数の増減（H24 - H21）



出典：平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス

■豊中市周辺の動き



■就業率の推移



出典：H22 国勢調査

③住宅・公共施設の老朽化

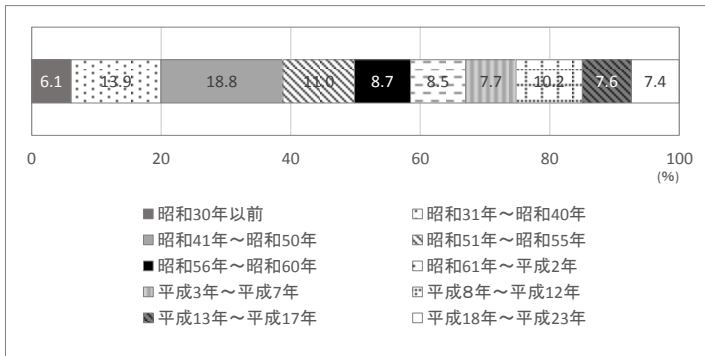
高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅や商業施設、道路・上下水道等を含む公共施設が、全国で今後一斉に更新時期を迎えます。

本市は大阪都市圏でも早い時期から市街化が進み、住宅や都市基盤[※]等の整備が行われ、豊かな生活環境が形成されてきましたが、今後の人口減少・少子高齢化とともに、新たな時代のニーズを見据え、今後どのようにして維持・更新を進めるかが大きな課題となっています。

豊中市の現況

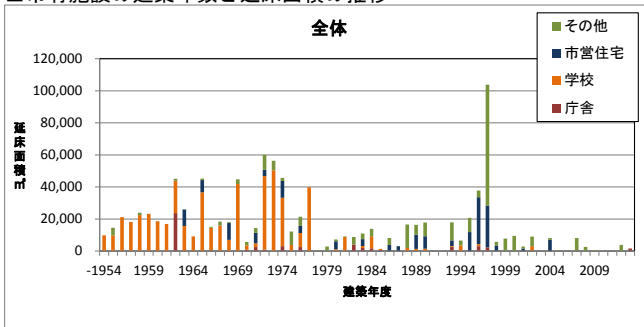
- 建物の建築時期別の割合をみると、新耐震基準（昭和56年（1981年））の導入以前に建てられた建物が全体の約50%を占めています。
- 1960年代から70年代に公共施設が集中して建設されています。

■建物建築時期別割合



出典：H24 建物用途別床面積調査

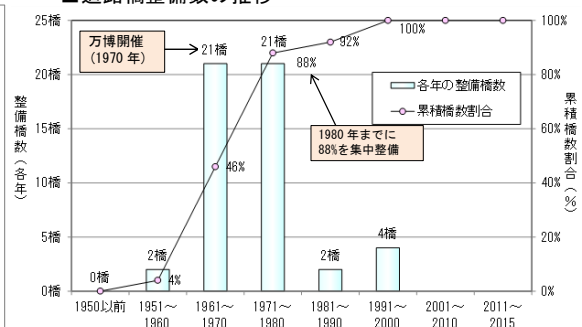
■市有施設の建築年数と延床面積の推移



※1990年代後半の大きなピークは市立豊中病院の建設（1997年度）と阪神淡路大震災発生による市営住宅の借上げによるものです。

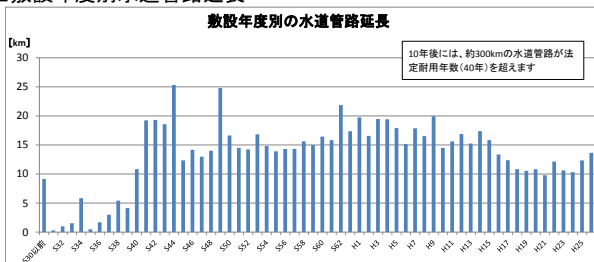
出典：豊中市における市有施設の戦略的配置について

■道路橋整備数の推移



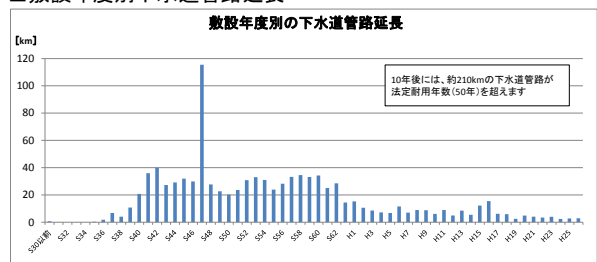
出典：担当課調査

■敷設年度別水道管路延長



出典：担当課調査

■敷設年度別下水道管路延長



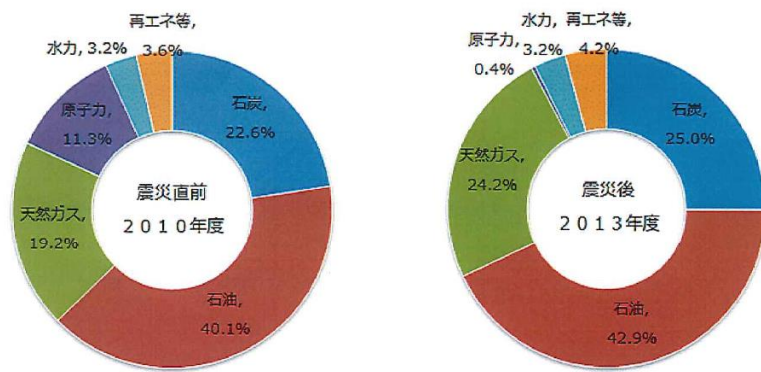
出典：担当課調査

④地球環境問題への対応

国は、平成 26 年（2014 年）4 月に「第 4 次エネルギー基本計画」を策定し、東日本大震災（平成 23 年（2011 年））の発生および東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた新たなエネルギー政策の方向性を示しました。また、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）においては、2020 年以降の地球温暖化※対策の世界的枠組み（パリ協定）が採択されたことをうけ、地球温暖化※や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガス※の新たな削減目標（2013 年度比で 2030 年度に 26%減、2050 年度に 80%減）を掲げています。また、都市の「みどり」に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標（愛知目標）が示されています。さらに、最近では、微小粒子状物質（PM2.5）の健康への影響も懸念されています。

このような中、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化などを通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの活用などによる低炭素社会※の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■一次エネルギー※供給構造の推移（東日本大震災前後）



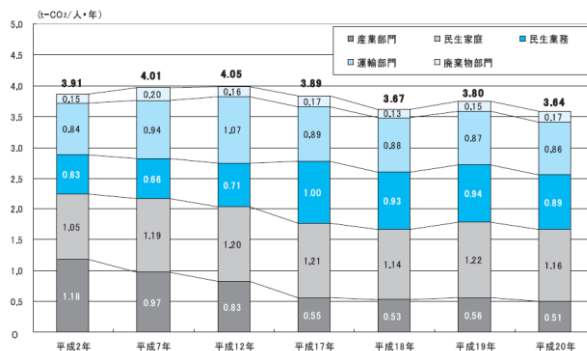
出典：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

豊中市の現況

○市民一人あたりの CO₂排出量は、平成 12 年（2000 年）から減少傾向にあります。

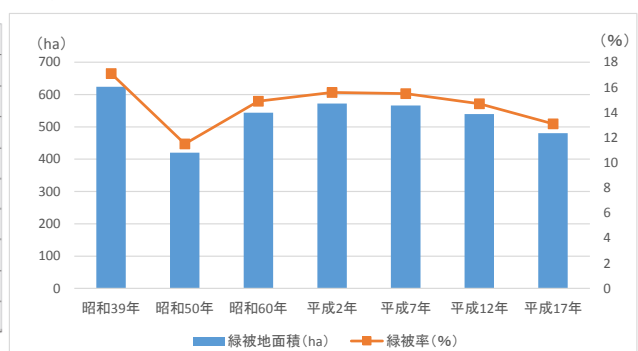
○緑被率（樹林・樹木が市域に占める割合）は、昭和 39 年度（1964 年度）以降、千里ニュータウン開発などにより大幅な減少が見られました。その後、植樹などにより一旦増加傾向となったものの、開発等により再度減少傾向に転じています。

■市民一人あたりの CO₂排出量



出典：豊中市第 2 次環境基本計画

■緑被率の推移



出典：豊中市第 2 次環境基本計画

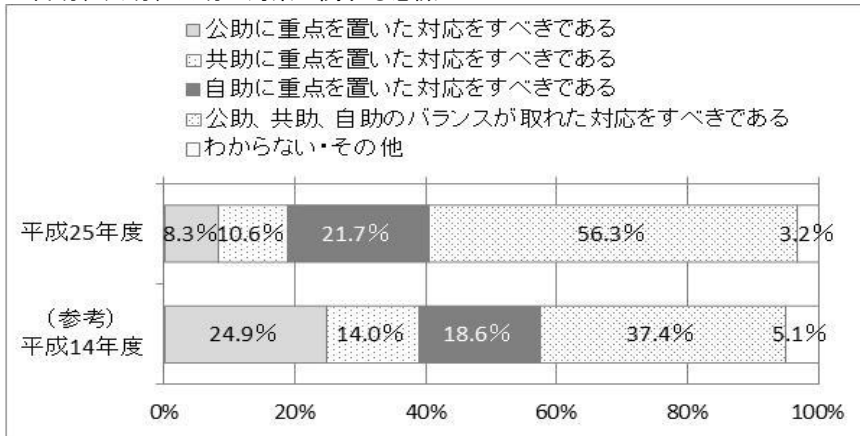
⑤防災・防犯意識の高まり

近年、地震や水害などの自然災害が頻発しており、南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模地震の発生が予想されています。国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年（2013年）制定）に基づく「国土強靱化基本計画」を平成26年（2014年）に策定し、対策を進めています。

また、交通事故や振り込み詐欺、ストーカー、連れ去りなど、子ども、高齢者、女性などが巻き込まれる事故、犯罪などへの不安感から、自助・共助・公助のバランスの取れた対応を求める傾向が顕著になっています。

一方、グローバル化*の進展により、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の新たな感染症の流行が懸念されています。また、テロやサイバー攻撃**等への対応も必要となっており、国際的な危機管理体制の整備が求められています。

■自助、共助、公助の対策に関する意識



出典：防災に関する世論調査（2014年、内閣府）、平成26年防災白書参照

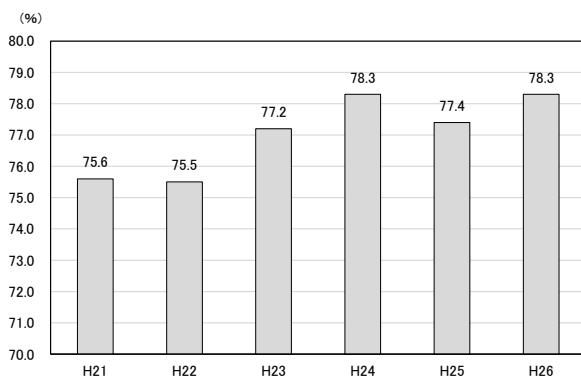
豊中市の現況

○自主防災組織の組織率は、概ね向上しており、市民の防災に対する意識は高まっています。

（※平成25年度（2013年度）に若干低下しているのは、組織の統合（自治会組織の活動⇒小学校区単位の活動）があったためです。）

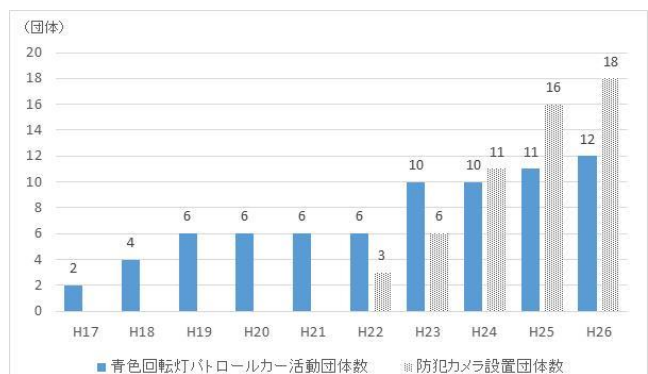
○防犯カメラ設置団体数及び青色回転灯パトロール活動*の団体数はともに増加しており、地域での防犯活動が促進されています。

■自主防災組織の組織率



出典：担当課調査

■防犯カメラ設置団体数、青色回転灯パトロール活動団体数の推移



出典：担当課調査

⑥コミュニティの変容

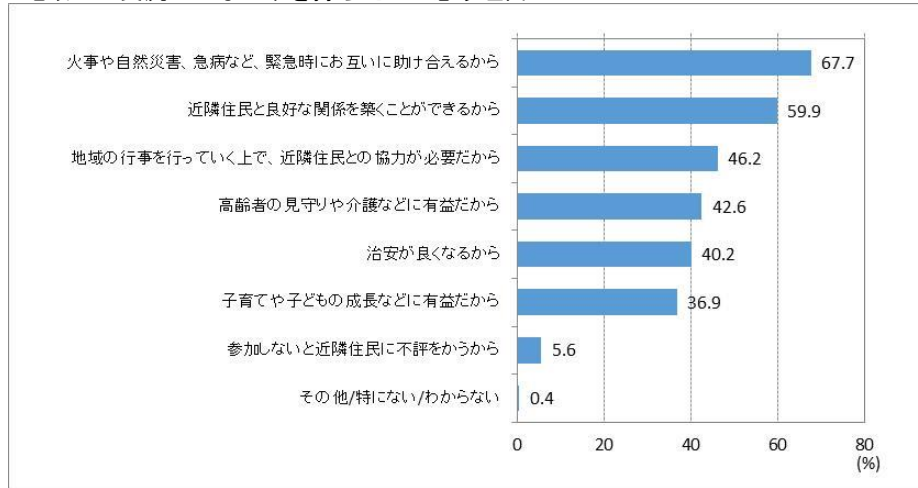
核家族や単独世帯の増加をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭内や地域社会で担ってきた子育て、介護の形態も多様化しています。

また、地域への愛着や帰属意識の低下、従来のコミュニティ活動を志向しない世帯の増加など、担い手不足などによる地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

一方、災害時における地域コミュニティの重要性が再認識され、地域のつながりの再生等、地域力の向上が求められています。

また、特定非営利活動促進法が平成 10 年（1998 年）に施行されて以降、特定の目的をもった社会貢献活動に取り組むテーマ型のコミュニティ活動を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）数は増加しています。さらに、住民によるスポーツ・趣味などの自発的なコミュニティ活動、民間主体の社会貢献活動なども活発化しています。

■地域との交流・つながりを持ちたいと思う理由



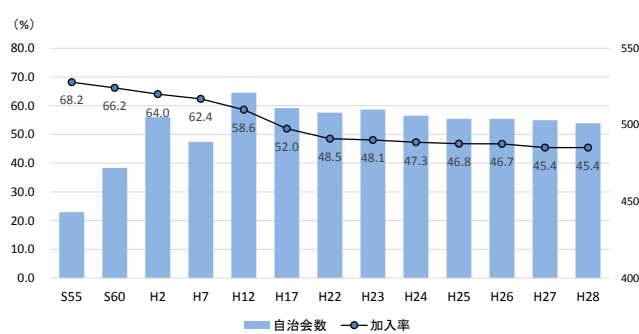
出典：住生活に関する世論調査（2015 年、内閣府）より作成

豊中市の現況

○自治会の加入率および自治会数は減少傾向にあります。

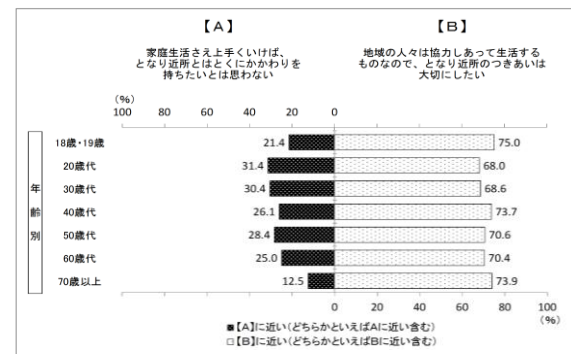
○20 歳代、30 歳代の若い世代は、他の世代に比べると、ご近所との関わりや地域コミュニティをあまり意識しない人が多い傾向にあります。

■自治会加入率・自治会数の推移



出典：担当課調査

■となり近所とのつきあいに関する意識



出典：市民意識調査報告書より作成

⑦地方分権の進展と広域連携

「地方分権一括法」(平成12年(2000年)施行)等に基づく地方分権の進展により、行財政運営の自由度は高まり、地方自治体は、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断と責任により展開することができるようになりました。基礎自治体は、自立性を確保しながら、それぞれの魅力や活力を創生する取組みを展開するため、限られた資源を活かして施策の重点化を図りつつ、より一層、創意工夫することが求められています。

また、高齢化や公共施設の老朽化対策等により行政コストの増大が想定される一方で、限られた資源の中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的に提供するためには、これまでのような基礎自治体が単独で行政区域におけるすべての市民サービスを提供するのではなく、自治体間の連携協力をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めながら、各市町村の有する資源を有効に活用する行政運営が必要となっています。

豊中市の現況

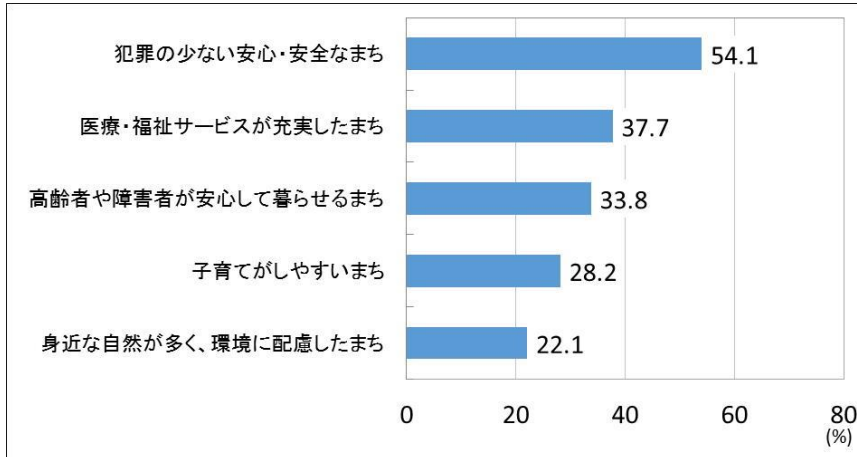
- 平成13年(2001年) ・ 特例市へ移行
- 平成18年(2006年) ・ 地方自治法改正(中核市の面積要件の廃止)
- 平成23年(2011年) ・ 第1次一括法の公布による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- 平成24年(2012年) ・ 中核市へ移行
 - ・ 豊能地区3市2町における教職員人事権の移譲
 - ・ 豊能地区での図書館の広域利用の試行実施(平成27年(2015年)本格実施)
- 平成25年(2013年) ・ パスポートセンターの設置
(大阪府から旅券発給事務のうち、一部の事務処理について権限移譲)
- 平成26年(2014年) ・ 提案募集方式^{*}の開始
 - ・ 地方自治法改正(中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携など)
- 平成27年(2015年) ・ 池田市と消防指令業務の共同運用開始
 - ・ 能勢町の消防事務の受託

3. 市民・事業者が思うまちの姿

総合計画の検討にあたり実施した「まちづくりのための市民意識調査」をはじめ、「市民ワークショップ」「市民フォーラム」「市内の小学生からの作文」「事業所アンケート・ヒアリング」から見えた市民・事業者が思うまちの姿は次のとおりです。

まちづくりのための市民意識調査

■豊中市に期待するまちづくり [上位5項目]



まちづくりのための市民意識調査…市の現状や特性の把握、課題の抽出を目的に、市在住満 18 歳以上の男女 8000 人を対象に実施。調査期間：平成 27 年 8 月 6 日～8 月 25 日。

市民ワークショップ

■まちの将来像につながるキーワード

- ・子どもが住みやすい
- ・高齢者にとっても住みよい、孤独を感じず豊かに暮らせる
- ・みんなが健康に暮らせる
- ・豊かな人が育つ
- ・みんなが働きやすい
- ・相互が理解し合える
- ・みんながつながる
- ・すべての世代の人が笑顔で過ごせる
- ・希望、期待、意欲がもてる
- ・緑が美しい
- ・安全に暮らせる
- ・資源が有効に活用される
- ・豊中を選んで暮らす
- ・住みたい、住み続けたい 等

ワークショップにおける まちの将来像案

- ～住人十色 40 万人豊中色～
人とともに歩むまち
- 明日が楽しみなまち
～つながる市民 活きる豊中～

市民ワークショップ…市内在住・在勤の方に参加いただき、ファシリテーターを中心に意見交換や作業を行いながら、10 年後の豊中の将来像や都市像を作成。平成 27 年 10 月から平成 28 年 1 月まで計 6 回開催。

小学生からの作文

■「こんなまちがいいな」(作文にみられるキーワード ※記述の多かった順)

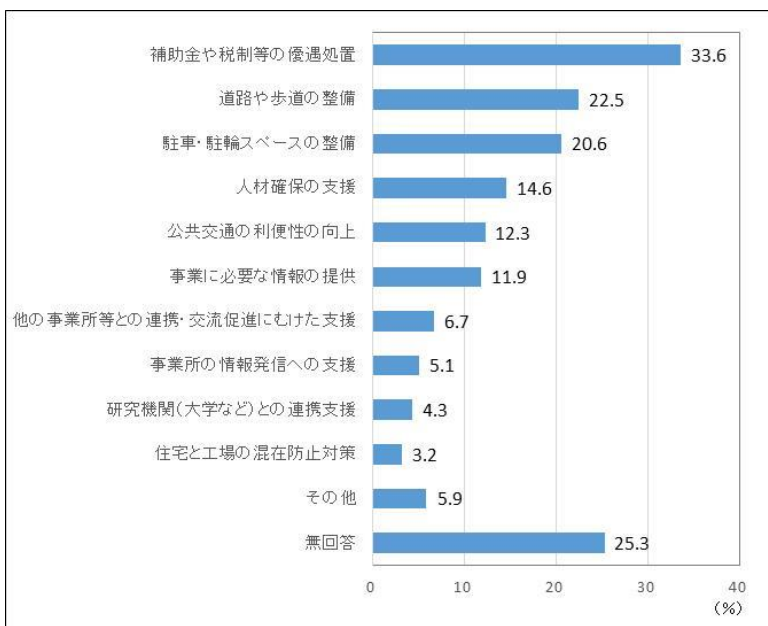
- ・ 平和なまち
- ・ 安全に暮らせるまち・安心して暮らせるまち
- ・ きれいなまち
- ・ 自然豊かなまち・自然がいっぱい
- ・ 誰にでもやさしい、みんながやさしい
- ・ 住みやすいまち
- ・ 今のままの豊中、豊中のまちが好き、住み続けたい
- ・ にぎやかなまち
- ・ 明るいまち・楽しいまち
- ・ 笑顔あふれるまち
- ・ 豊かなまち
- ・ たくさんの人が来るまち
- ・ 住みたいと思われるまち
- ・ 夢を追いかけることのできる環境があるまち

小学生からの作文…市内の小学 4～6 年生を対象に、“10 年後のわたし・ぼくと豊中のまち”について作文を募集。市内 37 小学校から 808 作品が応募。

事業所アンケート・ヒアリング

■事業継続にあたり豊中市に期待すること

(事業所アンケート)



(事業所ヒアリング)

- ・ 商業の進出等にはイメージをつくるのが重要
- ・ ターミナルビル周辺の公有地の開発を期待している
- ・ 店舗誘致の可能性のある行政の土地が売りに出ることにはあるが、出店はタイミングが大事
- ・ 空物件等の情報収集と発信が大事
- ・ 行政とコミュニケーションを図れる場・機会をもちたい 等

事業所アンケート…市内事業所 1000 社を対象に、産業立地に関する評価・魅力の把握および課題の抽出を目的に実施。

事業所ヒアリング…産業および住宅の立地に関する評価や企業からの投資を呼び込むための方策を探るために、不動産関係や商業関係の 5 社に聞き取り。

第3章 豊中市の課題

本市の特性をはじめ、社会環境の変化や市民・事業者が思うまちの姿をふまえた本市の課題は次のとおりです。

① 子育て・子育て、教育環境の充実

多様な働き方に対応した保育サービスの充実や保育・教育環境の充実、ワークライフバランス*の実現など、妊娠期から出産、子育てまでの切れめのない支援を進めていくことが必要です。

超高齢社会の中、まちの活力を維持し続けるためには、若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが重要です。そのためには、多様な保育サービスの充実など、子育て世代が働きながら安心して産み育てられる環境づくりとワークライフバランス*の実現、そして、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への適切な支援が必要です。

また、子どもたちが本市で育ち、学び、未来を切り拓く力を身につけた大人へと成長できるような教育環境の充実と、お互いの存在を理解し尊重し合って生きていけるように、子どもたち・若者たちの成長を、家庭、地域が協力し合いながら支援していくしくみづくりが必要です。

② 安全・安心の確保

地域団体と連携した地域福祉の向上や防災・防犯活動など、安全・安心なまちづくりを進めていくことが必要です。

市民の安全・安心を確保するため、地域福祉や保健・医療の充実、セーフティネット*の構築、バリアフリー*の推進等の生活環境の向上など、これまでの取組みをより充実・継続していくことが必要です。

また、自然災害や悪質な犯罪、交通事故等の増加に対して、市民の「安全・安心なまち」を望む声は多く、交通安全対策や防災・防犯、危機管理の取組みをより一層充実していくとともに、地域団体との連携による地域における自発的な防災・防犯の活動を支援することが求められます。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしさを育みながら暮らし続けることのできるまちづくりを、総合的かつ重点的に進めていくことが必要です。

③都市の活力と快適性の向上

都市基盤^{*}の整備や文化芸術活動の推進、産業振興などにより都市の活力を高めるとともに、自然共生社会の構築など、環境にやさしく、快適なまちづくりが必要です。

本市は交通の利便性が高く、良好な住環境が形成されており、「住みよいまち」として一定の評価が得られています。

これを維持・向上させていくためには、交通ネットワークのさらなる充実、誰もが快適に移動しやすい道づくり、住宅・商業・工業の土地利用の適切な配置、環境にやさしく、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり、空き地・空き家の活用促進や既存ストックの有効活用などが必要です。また、住環境の改善や道路・上下水道等の都市基盤^{*}の老朽化に伴う改築・更新、耐震化といった安全・安心への取り組みも課題となっています。

さらに、良好な環境の保全、産業の振興、空港を活かしたまちづくりなど、市民・事業者等とともに活力あるまちづくりを進めることが必要です。

④健康な暮らしと活躍できる社会の構築

誰もがライフステージ^{*}に応じた健康で充実した暮らしを送ることができるような取り組みが必要です。

ライフスタイルが多様化し、団塊の世代が後期高齢者年齢となる、いわゆる 2025 年問題が提起される中、これまで以上に、市民・事業者がともに連携し、支え合いながら暮らしていける地域社会の構築が求められています。特に、高齢者に対しては、これまで培ってきた経験やノウハウを活かしながら活躍できる環境づくりが求められています。また、新しい知識・情報・技術の重要性が増す知識基盤社会では、生涯を通して学ぶことができる機会の創出が必要となっています。

また、子育て、教育、福祉などあらゆる分野における課題の複雑化・多様化やストレス社会における心の健康問題など、包括的な取り組みでの対応が求められています。

さらに、文化・スポーツ環境の充実や市民文化の創造など、健康かつ心豊かに暮らせるまちづくりが必要です。

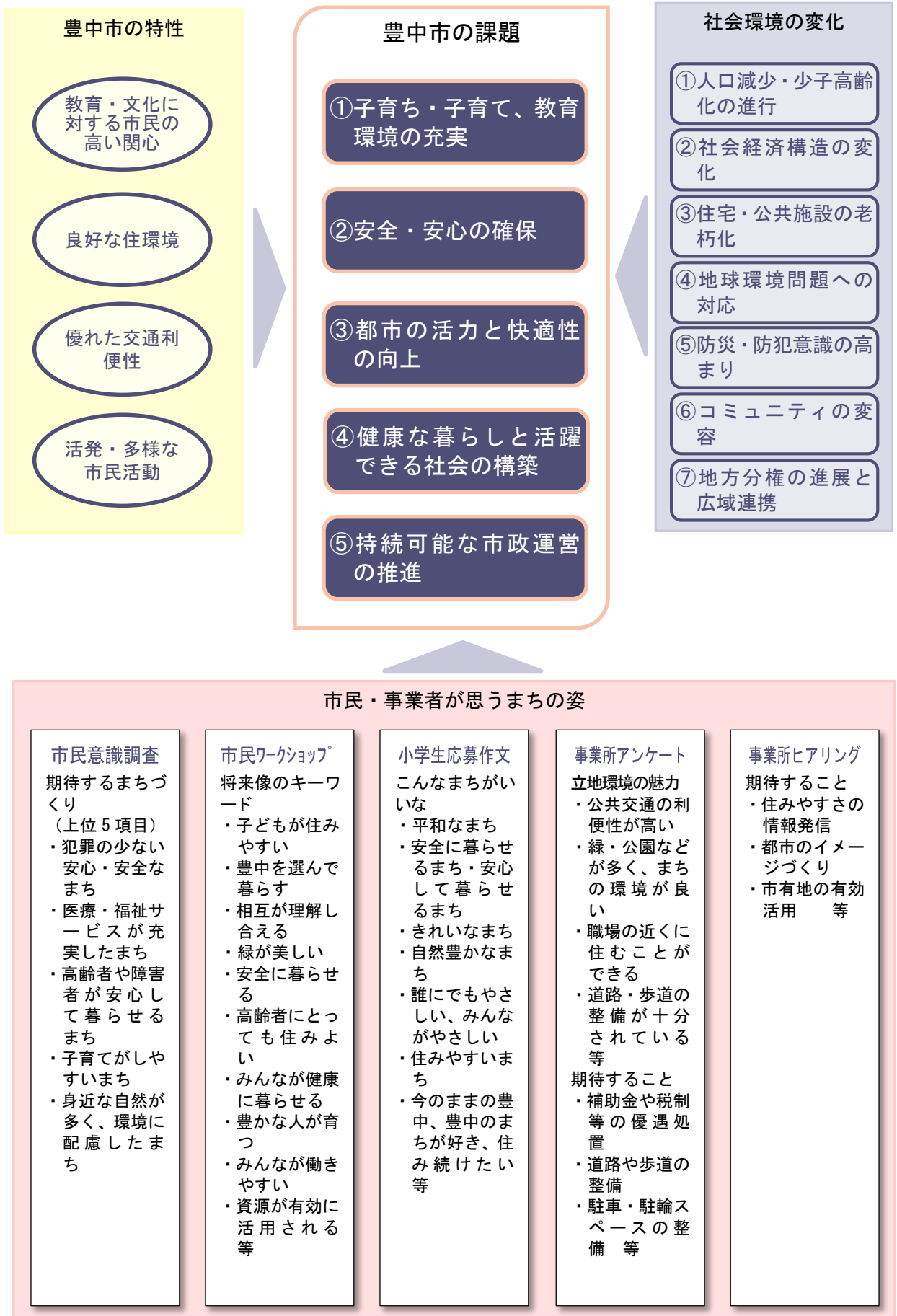
⑤持続可能な市政運営の推進

効率的・効果的な行財政運営と広域連携を進め、持続可能な市政運営を進めていくことが必要です。

今後想定される人口減少による税収の減をはじめ、子育て支援のさらなる充実や高齢化に伴う介護、医療等の行政需要の増大、公共施設等の老朽化対策のための財源確保など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されます。どのような状況下でも安定的に市民サービスを提供していくことが行政の責務であることから、都市の価値の向上による定住促進など、持続可能な行財政運営基盤の構築とともに、効果的・効率的な運営の推進が必要不可欠です。

さらに、限られた資源を有効に活用するため、庁内での横断的な連携促進による組織運営、市民・事業者等との協働での取組みの推進、他の自治体との広域連携を促進していくことが必要です。

課題の整理



第4章 まちの将来像

基本構想の目標年度である平成39年度（2027年度）に実現する“まちの将来像”を次のとおり設定します。

（案1）

みらい創造都市 とよなか
～明日がもっと楽しみなまち～

（案2）

暮らし・夢・育み
～明日がもっと楽しみなまち とよなか～

「まちの将来像」の解説

これまで本市は、それぞれの時代における社会環境の変化や、市民ニーズ等に対応した施策に取り組み、「住宅都市」「教育文化都市」としてのまちの価値を高めてきました。さらに、大都市近郊という好立地と交通の利便性にも恵まれ、多くの方々に住みたいまちとしての高い評価をいただいています。

現在、本市は、少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの多様化やコミュニティの変容、公共施設の老朽化、さらに今後は、人口減少も予想されるなど、私たちの暮らしやまちを取り巻く環境が大きく変化しています。

いかなる社会環境の変化や人口減少社会の中においても、人と人がつながり、安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、すべての人たちが生きがいをもって暮らせるまちは、誰もが願う思いであります。

こうしたまちづくりを時代の転換期である今だからこそ、市民、事業者、行政が共に考え、行動に移していく、そして“未来のとよなか”につなげていくことが必要です。

第4次豊中市総合計画では、「●●●●●」をまちの将来像とします。

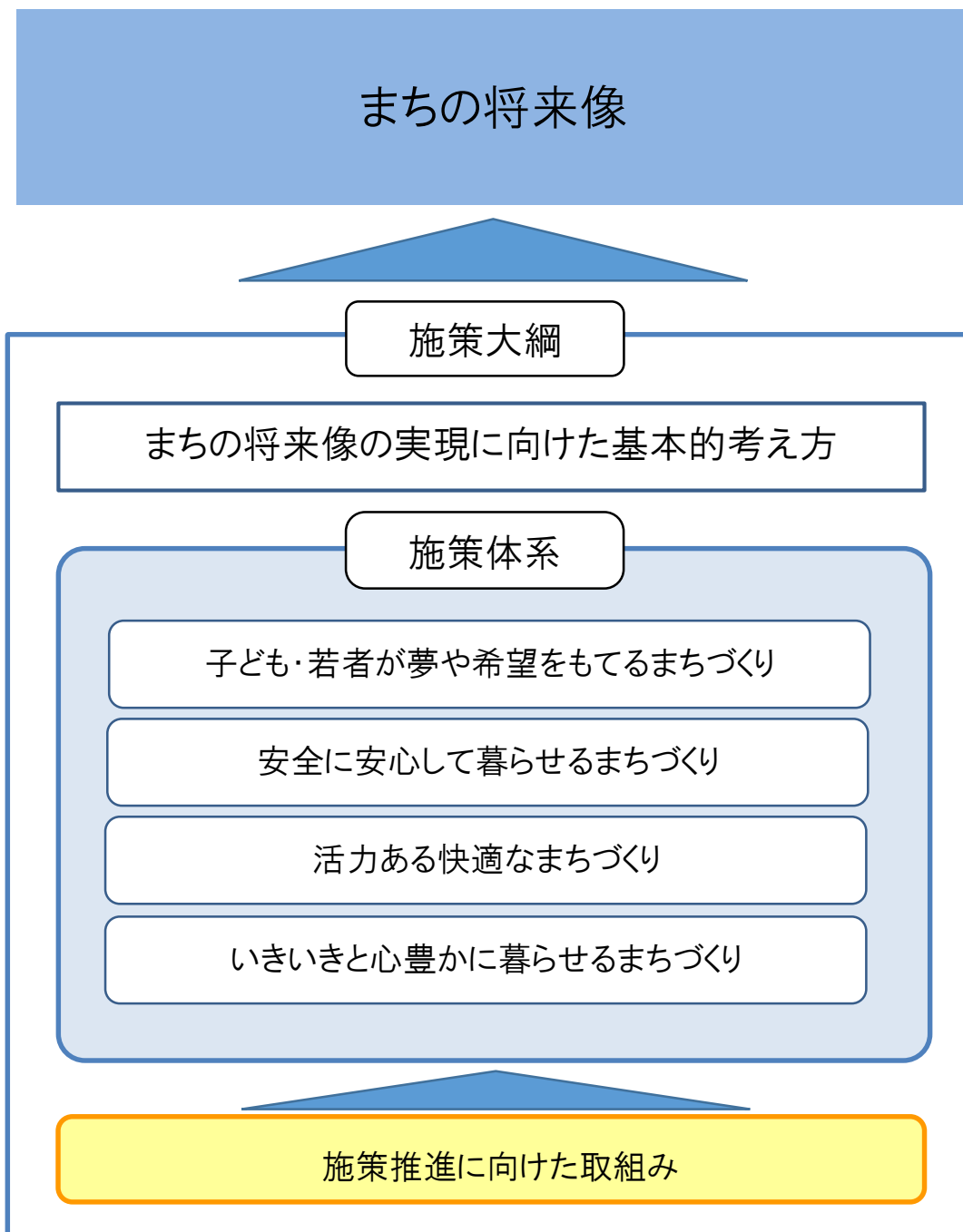
子育て・子育て環境の充実をはじめ、公共施設の再編や総合的な支援体制の構築など、“未来のとよなか”につなげていくためのまちづくりをめざします。

そして、まちの変化やみんなの幸せを日々の暮らしの中で感じとりながら、“明日がもっと楽しみ”と思えるまちにつなげていきます。

まちの将来像の実現にあたっては、「子ども・若者が夢や希望をもてるまち」「安全に安心して暮らせるまち」「活力ある快適なまち」「いきいきと心豊かに暮らせるまち」を目標に、市民、事業者、行政が連携し、これまで築きあげてきた本市の価値をさらに発展させながら、未来も輝き続けるまちづくりを進めます。

第5章 施策大綱

「まちの将来像」を実現するための「基本的考え方」「施策体系」および「施策推進に向けた取組み」を「施策の大綱」とします。



1. まちの将来像の実現に向けた基本的考え方

まちの将来像の実現に向けて、施策を進める上での基本的考え方は次のとおりです。

まちの将来像の実現にあたっては、日本国憲法にうたわれている国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のもと、本市の非核平和都市宣言、人権擁護都市宣言の理念に基づき、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、平和に共存・共生できる持続可能な地域社会の構築をめざします。

また、自治の基本原則のもと、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識しながら、まちの将来像の実現に向けて取り組みます。

さらに、施策の推進を通じて、人とのつながり、出会い、交流、学びの機会を充実させながら本市の価値を高めるとともに、それを市内外に発信し、市内外の人たちに選ばれるまちにしていきます。

●自治の基本原則（「豊中市自治基本条例第2条」より）

情報共有：市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること

参画：市民及び事業者の参画の下で市政が行われること

協働：市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと

地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取り組みを担うとともに、市がその取り組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

●市民・事業者・行政の役割

<市民の役割>

○心身の健康づくりに努め、地域の身近な課題や取り組み、市政等について関心を持ちます。

○地域づくりや市政に、主体的かつ積極的に参加します。

○取り組みを進める上で、市民や市民団体どうしのつながりを広げるとともに、事業者、行政等と互いに力をあわせ、連携します。

～市民の参加が地域への愛着を育み、市民力の向上へとつながり、将来像の実現の大きな力となります～

<事業者の役割>

○地域課題、全市的課題に関心を寄せ、市民や行政と共有します。

○地域や市の魅力向上および課題解決に向けた取り組みに積極的に参加します。

○市民や行政と協働し、課題解決に向け取り組めるネットワークの構築に努めます。

～事業者の主体的な参加が、地域力の向上へとつながり、地域自治を進めていく上での地域コミュニティの強化につながります～

<行政の役割>

○まちの将来像の実現に向けて、地域課題、全市的課題に対し、市民および事業者が実施する取り組みについて、行政は必要な施策を実施します。また、公共を担う多様な主体が互いに連携するためのコーディネートを進めます。

○課題や目標、取り組み成果が共有できるよう市政をはじめ、さまざまな情報の提供に努めます。また、都市ブランド*の向上に向けて、市外への情報発信も戦略的に進めます。

○市民や事業者の市政運営への参画を進めるとともに、協働による取り組みや地域自治を推進するため、行政における横断的な体制づくりを進めます。

2. 施策体系

まちの将来像の実現に向けた基本的考え方のもと、まちの将来像を実現するための「施策体系」は次のとおりです。

■ 子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり

- 次代を担う子ども・若者が豊かな人間性を育める教育を推進するとともに、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことができるよう支援を進めます。
- 悩みや不安を抱えた子ども・若者に適切な支援ができる環境づくりを進めます。
- 若い世代の就労・結婚・妊娠・出産の希望を叶え、子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。
- 子ども・若者の教育や豊かな成長を地域社会全体で支えるしくみづくりを進めます。

【関連分野】

- 子育て支援 ●子育て支援 ●若者支援 ●学校教育 ●社会教育*

■ 安全に安心して暮らせるまちづくり

- 安定した暮らしを営めるよう健康や福祉のセーフティネット※を整えます。
- 市民が住み慣れた地域で暮らし、各々が自立への取組みを進める中で、個々のもつ力を活かし、活躍できるよう支援します。
- だれもが支え合い、自ら守る、地域で守るという意識を高めながら、防災力・防犯力の向上をめざします。
- 市民の安全・安心の確保を図るため、医療体制、救急救命体制、消防体制を充実します。

【関連分野】

- 社会保障 ●介護 ●高齢者支援 ●障害者支援 ●地域福祉 ●就労支援
- 保健 ●医療 ●消防・救急 ●防災・防犯 ●危機管理

■活力ある快適なまちづくり

- 低炭素社会[※]、循環型社会、自然共生社会の構築を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- 道路、橋梁、上下水道など暮らしの基盤となる施設の充実や、住民主体のまちのルールづくりなどによる良好な住環境の保全・継承など、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 地域社会を支える産業のさらなる振興により、まちの活性化をめざします。

【関連分野】

- 交通安全 ●都市基盤[※]の整備・管理 ●住環境整備 ●環境保全 ●公園・みどり・景観
- ごみ減量・リサイクル ●美化推進 ●産業振興 ●大阪国際空港を活かしたまちづくり
- 都市農業

■いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり

- 年齢や性別、国籍などの違いにとらわれず、お互いの存在を理解し尊重し合っ
て、平和に、共に生きる社会の実現を図ります。
- 文化創造活動の場や機会の提供、歴史・文化遺産の保存・活用などにより、市
民文化の創造を促進します。
- だれもが心身ともに健康で、心豊かに、生きがいをもって暮らすことができ、
学びを通して互いにつながる豊かな地域社会をめざします。

【関連分野】

- 人権・同和 ●平和 ●男女共同参画 ●多文化共生 ●文化芸術 ●スポーツ・健康づくり
- 生涯学習[※]

3. 施策推進に向けた取組み

施策体系を横断し、施策を着実かつ不断に進めるための取組みは次のとおりです。

- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し、地域課題やまちづくりの目標を共有しながら、めざすべきまちの将来像の実現に向けて取り組めるよう、自治の基本原則である「情報共有」「参画」「協働」に基づく市政運営を推進します。また、人と人、人と地域が支え合いながら安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを推進します。
- 未来志向型の改革をはじめ、人材育成、資産の有効活用、都市ブランド[※]の向上、広域連携の推進などに取組みながら、都市の価値を高めるとともに、持続可能な行政運営を推進します。

【関連分野】

- 情報共有 ●参画・協働 ●地域コミュニティ ●行政改革 ●行財政運営 ●人材育成
- 財務管理 ●資産活用 ●魅力創造 ●広域連携



参考 1



豊政企第744号
平成28年(2016年)9月20日

豊中市総合計画審議会 会長 様

豊中市長 浅利 敬一 郎



第4次豊中市総合計画基本構想(素案)について(諮問)

別添の第4次豊中市総合計画基本構想(素案)について、豊中市総合計画審議会規則第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

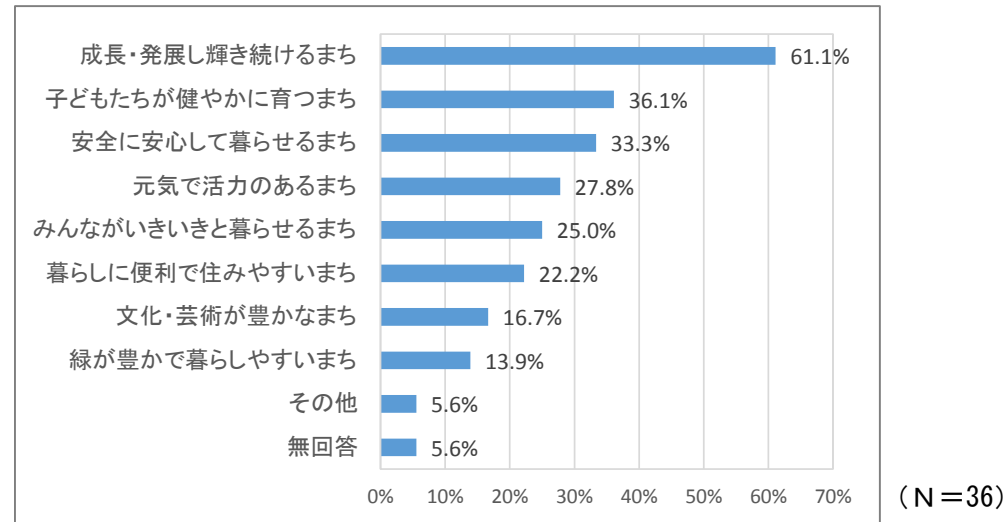
豊中市民フォーラムにおける「まちの将来像（案）」へのご意見

(案 1)

みらい創造都市 とよなか

～明日がもっと楽しみなまち～

■案 1 のフレーズから抱くまちの印象・イメージ（※アンケートより）



案 1 の印象・イメージとして、「成長・発展し輝き続けるまち」(61.1%) が最も多く、続いて「子どもたちが健やかに育つまち」(36.1%)、「安全に安心して暮らせるまち」(33.3%) となっている。

■案 1 についてのご意見

- 将来像らしさがある。
- 人を引き寄せるイメージを感じる。
- 「みらい」は「子ども」のイメージを連想させ、「教育」にもつながると思う。
- まちをガラッと変えるイメージを感じる。
- “変革、未来志向、新しい価値、ハイカラ、常に先を見つめ考える、豊か”といったイメージを連想させる。
- 「みらい創造都市」は、“新しいまち”のイメージ？
- 漠然としており、「みらい創造都市」のイメージがわかりづらい。
- 「みらい創造都市」はかっこよすぎるのではないかな。
- いきなり未来のまちが出来上がるのではない。積み上げていくイメージが大切ではないかな。

■将来像についての共通のご意見

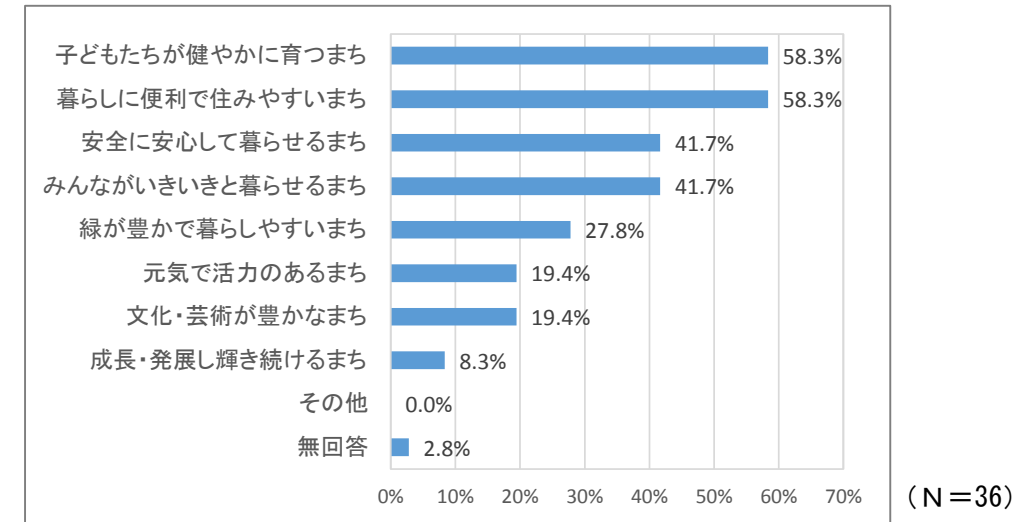
- 「明日がもっと楽しみなまち」は良い。“未来が楽しみ”、“子どものように考えられる”といったイメージが良い。また、“楽しみ”は個々の人から出てくるものであり、与えられるものではないといったイメージが打ち出せていて良い。
- 「楽しみ」も良いが、“おもしろい”というイメージも盛り込めると良いのではないかな。
- 都市名をアピールするには、「とよなか」ではなく、「豊中」と表記したほうが良いと思う。

(案 2)

暮らし・夢・育み

～明日がもっと楽しみなまち とよなか～

■案 2 のフレーズから抱くまちの印象・イメージ（※アンケートより）



案 2 の印象・イメージとして、「子どもたちが健やかに育つまち」(58.3%)、「暮らしに便利で住みやすいまち」(58.3%) が最も多く、続いて「安全に安心して暮らせるまち」(41.7%)、「みんながいきいきと暮らせるまち」(41.7%) となっている。

■案 2 についてのご意見

- “暮らし”という言葉が出ていて良いと思う。
- “住みよい”とのイメージに近い。
- みんなでまちをつくっていくイメージがするので良い。
- 安全・安心のイメージが“暮らし”に表れていると思う。
- 子育て世代には身近に感じる。
- 「暮らし・夢・育み」の言葉の続きがわかると良いのではないかな。
- 「暮らし・夢・育み」に加えるなら、「つながり」か。
- “住宅地博物館”（※講師からの提案）のイメージ（住宅、教育、文化）を感じる。
- まちをどうしたいのかが伝わらない。
- 誰に向けたメッセージかわかりづらい。（住んでいる人か、周りの人か、両方か？）
- 案 1 に比べると具体的だが、当たり前の内容にも思う。

- インパクトが弱いのではないかな。抽象的すぎるように感じる。
- 将来像として、豊かな「福祉」「文化」「教育」「医療」をもっと謳うべきではないかな。
- “住民の暮らしがどうなるか”を表現してほしい。
- 住宅地として極める考え方はどうか。（周辺で楽しみ、豊中は“住む”に専念。）

総合計画等調査特別委員会における

「第 4 次豊中市総合計画基本構想(素案)」への意見について

| 章 | 主な内容 |
|---------------|---|
| 第 1 章 | |
| 計画策定の趣旨 | |
| 計画の構成と期間 | |
| 分野別計画との関係 | |
| 第 2 章 | |
| 豊中市のあゆみ | |
| 社会環境の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ○日本全体で人口減少していく中、人口推計どおりに行かなかった場合の想定が必要である。 ○2025 年問題をどう位置づけるかが重要である。 ○女性の就業率の上昇、共働き世帯の増加など時代の変化を捉えた環境をつくる必要がある。 ○介護現場で働く外国人労働者が増えているなど、ますます国際化が進んでいく中で、多文化共生の視点が重要となってくる。 ○右肩上がりの高度経済成長期から成熟社会へと移り変わったなかで、経済成長以外でも幸せを感じる社会へと転換させる必要がある。 |
| 市民・事業者が思うまちな姿 | |
| 第 3 章 | |
| 豊中市の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○日本全体の課題よりは、豊中市独自の課題を示してはどうか。 ○地域別の課題は、示していないのか。 ○時代の変化に応じた課題設定が重要である。 |
| 第 4 章 | |
| まちな将来像 | <ul style="list-style-type: none"> ○国際化・インバウンドの時代背景を考え、英語を使用した将来像にしてはどうか。 ○豊中市はまじめな市のイメージがあるので、ユーモアのある将来像にしてイメージチェンジを図ってはどうか。 ○時代の課題に応じたスローガンとする必要がある。 |

第5章

まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方

施策体系

○総花的なことが記載されているが、濃淡をつけ、施策を絞った方が良いのではないか。

施策推進に向けた取組み

全体

- 市民に豊中市が自分のまちであると意識してもらう必要がある。
- 総合計画をもっと市民に認知してもらう必要がある。
- 子どもたちが大人になっても、豊中市に住み続けたいと思ってもらえる施策展開が必要である。
- 他市にはない豊中市ならではの魅力を創造する必要がある。
- 市民と課題認識の共有をする必要がある。
- 市民にとってわかりやすい計画とする必要がある。

第3次総合計画基本構想と第4次総合計画基本構想・対照表

| 第3次総合計画 | | | 第4次総合計画 | |
|----------------|---------------------|--|--|--|
| 序論 | 第1節 策定にあたって | 1.計画策定の趣旨 2.計画の構成と期間 3.分野別計画との関係 | 第1章 策定にあたって | 1.計画策定の趣旨 2.計画の構成と期間 3.分野別計画との関係 |
| | 第2節 豊中市をとりまく社会経済環境 | | 第2章 豊中市のあゆみと社会環境の変化 | 1.豊中市のあゆみ 2.社会環境の変化 3.市民・事業者が思うまちの姿 |
| | 第3節 豊中市のあゆみと課題 | 1.豊中市のあゆみ 2.豊中市の現状と課題 | 第3章 豊中市の課題 | |
| 第1章 まちづくりの基本理念 | 人と地域を世界と未来につなぐまちづくり | | ※「第4章まちの将来像」として整理 | |
| 第2章 めざすべき基本目標 | 第1節 豊中の将来像 | 人と文化を育む創造性あふれるまち 安心してすこやかな生活のできるまち 活力あふれる個性的・自律的なまち 環境と調和し共生するまち | 第4章 まちの将来像 | (案1) みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～ (案2) 暮らし・夢・育み ～明日がもっと楽しみなまち とよなか～ |
| | 第2節 施策の大綱 | 人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして 安心してすこやかな生活のできるまちをめざして 活力あふれる個性的・自律的なまちをめざして 環境と調和し共生するまちをめざして 協働とパートナーシップに基づくまちづくりをめざして 効率的・総合的な行財政運営をめざして | 第5章 施策大綱 | 1.まちの将来像の実現に向けた基本的考え方 2.施策体系 ■子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり ■安全に安心して暮らせるまちづくり ■活力ある快適なまちづくり ■いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり 3.施策推進に向けた取組み |
| | 第3節 計画フレーム | 1.将来人口の想定 | ※前期基本計画で明記（後期基本計画策定時に直近データを用いて再推計） | |
| | | 2.めざすべき都市のデザイン | ※都市計画マスタープランで明記 | |
| | | 3.暮らしを基本とした協働のまちづくり | ※「第5章 施策大綱」の「1.まちの将来像の実現に向けた基本的考え方」で明記 | |